

令和4年4月1日から下関市立近代先人顕彰館の利用方法等が以下のとおりとなります。変更後の詳しい内容については下関市立近代先人顕彰館又は下関市観光スポーツ文化部文化振興課へお問い合わせください。

## 1. 利用について

### 【休館日】

火曜日及び水曜日

(その日が祝日の時は、祝日以後の直近の祝日でない木曜日、金曜日、月曜日)

### 【開館時間】

午前9時から午後5時まで(ミニホールは午後9時まで)

※ミニホールを利用の際は、事前に申請が必要となります

### 【観覧料】

1階展示室・2階展示室ともに観覧料無料

### 【特別観覧料】

資料の撮影、複製等を行う方は、特別観覧料が必要となりますので、詳しくは下関市立近代先人顕彰館又は下関市観光スポーツ文化部文化振興課へお問い合わせください。

### 【使用料】

施設利用区分等		9時～21時	9時～17時	申請書提出期限
		ミニホール	中庭	
午前	9時～12時	540円	100円	利用する日の1年前から利用日まで (ミニホール・中庭)
午後	13時～17時	720円	100円	
昼間	9時～17時	1,260円	200円	
夜間	18時～21時	540円	/	利用する日の1年前から利用日の10日前まで (ミニホールのみ)
午後及び 夜間	13時～21時	1,260円		
全日	9時～21時	1,800円		

## 2. 利用手続きについて

ミニホール・中庭を利用するにあたり上記の表の提出期限までに申請書の提出が必要となります。

問合せ先

下関市立近代先人顕彰館 (TEL083-250-7666)

下関市観光スポーツ文化部文化振興課 (TEL083-231-4691)